明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府五～八）　二
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同九～一三）　三
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同一四～一六）　三
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁一）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務一）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同二）　四
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業一）　五
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働五）　六
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（同六）　七
○肥料を登録した件（農林水産九三）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一～四）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二、三）　七
○道路に関する件（中国地方整備局四）　八
○道路に関する件（四国地方整備局三）　八

〔人事異動〕

内閣　人事院　新潟県　石川県　岐阜県　静岡県　愛知県　山口県　福岡県　札幌市　仙台市　川崎市　名古屋市　京都市　大阪市　広島市　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

国有林野の管理経営に関する基本計画の公表について（農林水産省）　九
天竜川水系、九頭竜川水系、吉井川水系、大野川水系及び小丸川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　九

〔公告〕

諸事項

裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他　二九

官庁

財団、有権者申出方、社会保険労務士懲戒処分関係　九